

# 「京都府立自然公園条例」の一部改正案の骨子について

## 1 改正の趣旨

京都府では、府内の優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図るため、京都府立自然公園条例を定め、整備と維持管理等を行っています。

今般、国立公園等について規定する自然公園法に関し、国立公園等の魅力の向上と地域の活性化の実現を図ることを目的に一部改正があったことを踏まえ、同法に基づき制定している京都府立自然公園条例の改正を行うものです。

## 2 改正の概要（自然公園法の改正内容に準じた改正）

### （1）地域主体の自然体験活動促進の制度化・手続の簡素化

- ・市町村が中心となって、ガイド事業者や関係事業者等で構成する協議会を設置し、当該協議会が自然体験活動促進計画を作成します。
- ・当該計画が知事の認定を受けた場合に、計画に記載された事業の実施に必要な許可が不要となります。これにより、計画に基づく魅力的な自然体験活動の開発や提供等を促進し、公園利用者の多様なニーズに応えます。

### （2）地域主体の利用拠点整備の制度化・手続の簡素化

- ・市町村が中心となって、宿泊事業者や関係事業者等で協議会を設置し、当該協議会が利用拠点整備改善計画を作成します。
- ・当該計画が知事の認定を受けた場合に、計画に記載された事業の実施に必要な許可等が不要となります。これにより、施設の景観の統一や機能の充実等の自然と調和した施設整備を促進し、魅力的な滞在環境の整備を図ります。

### （3）府立自然公園の保全管理の充実

#### ① 情報発信の促進

- ・府立自然公園の利用増進に資するため、府は、情報の提供及び普及宣伝を行うよう努めます。

#### ② 野生動物（鳥類・哺乳類に限る）の餌付け等の規制

- ・餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼすもので、公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制し、人身被害等を予防します。

### ③ 罰則の引上げ

- ・ 特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げます。（現行：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

### ④ 公園事業の継承

- ・ 民間事業者等が公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は譲受人が公園事業者の地位を承継します。

### ⑤ 公園管理団体の業務見直し

- ・ 公園管理団体の指定する場合において、自然の風景地の保護に資する活動及び施設の補修その他の維持管理の実施能力を要件とします。

## 3 改正時期

令和4年12月京都府議会定例会 改正案提出（予定）

## 4 施行時期

令和5年4月1日施行（予定）